

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑城秀樹

香川県人事委員会規則第14号

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

香川県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

機関	職	機関	職
別表第1 本庁（第2条関係）		別表第1 本庁（第2条関係）	
改正後			改正前
知事の事務部局	部長、総局長、知事公室長、局長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、参事、課長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐及び専門補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、予算課の課長補佐、総務学事課の訟務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、財産経営課の庁舎管理の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する副主幹、予算課の副主幹、人事・行革課の副主幹、予算課の主任、人事・行革課の主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の主任主任	知事の事務部局	部長、総局長、知事公室長、局長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、参事、課長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐及び専門補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、予算課の課長補佐、総務学事課の訟務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、財産経営課の庁舎管理の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する副主幹、予算課の副主幹、人事・行革課の副主幹、 <u>秘書課の秘書事務を担当する副主幹</u> 、予算課の主任、人事・行革課の主任、 <u>秘書課の秘書事務を担当する主任</u> 、人事・行革課の主任主任
議会の事務部局	事務局長、事務局次長、課長、課長補佐、総務課の秘書事務を担当する副主幹及び主任	議会の事務部局	事務局長、事務局次長、課長、 <u>主幹</u> 、課長補佐、総務課の秘書事務を担当する副主幹及び主任
教育委員会の事務部局	理事、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副課長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する副主幹、義務教育課の主任管理主事、高校教育課の主任管理主事、総務課の <u>庶務</u> 、人事、給与又は法規関係の事務を担当する主任、義務教育課の人事関係の事務を担当する主任、高校教育課の人事関係の事	教育委員会の事務部局	<u>教育長</u> 、理事、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副課長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、総務課の <u>庶務</u> 、人事、給与又は法規関係の事務を担当する副主幹、 <u>義務教育課の人事関係の事務を担当する副主幹</u> 、義務教育課の主任管理主事、高校教育課の主任管理主事、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する主任、義務教育課の人事

務を担当する主任、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する主任主事、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する主事
--

略

労働委員会の事務部局	事務局長、課長補佐
------------	-----------

略

備考 略

別表第2 出先機関（第2条関係）

機関	職
略	
県立学校	校長、副校長、教頭、小学部主事、中学部主事、高等部主事、事務部長、船長

備考 略

事務を担当する主任、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する主任主事、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する主事

略

労働委員会の事務部局	事務局長、事務局次長、課長補佐
------------	-----------------

略

備考 略

別表第2 出先機関（第2条関係）

機関	職
略	
県立学校	校長、副校長、教頭、小学部主事、中学部主事、高等部主事、事務部長、事務長、船長

備考 略

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項の旧教育長がなお従前の例により在職する間は、改正前の別表第1（教育長に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。